

# 中小企業、エネルギー・環境 (参考資料)

財務省

2020年10月26日

1. 中小企業

2. エネルギー・環境

# (参考資料 1 - ①) 中小企業基本法の体系 (現行)

## 第1章 総則

### 第2条 定義

中小企業者の範囲及び用語の定義  
(小規模企業者を含む)

### 第3条 基本理念

- ① 中小企業の多様で活力ある成長発展
- ② 小規模企業の活力の最大限の発揮

### 第5条 基本方針

- ① 経営の革新及び創業の促進
- ② 中小企業の経営基盤の強化
- ③ 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
- ④ 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

### 第8条 小規模企業に対する中小企業施策の方針

- ① 小規模企業の持続的な事業活動と地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること
- ② 小規模企業の着実な成長発展を実現するための環境整備を図ること
- ③ 小規模企業の経営の発達改善と経営の状況に応じた必要な考慮を払うこと

## 第2章 基本的施策

### 第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

第12条 経営の革新の促進

第13条 創業の促進  
(特に女性や青年の創業の促進)

第14条 創造的な事業活動の促進

### 第2節 中小企業の経営基盤の強化

第15条 経営資源の確保

第16条 海外における事業展開の促進

第17条 情報通信技術の活用の促進

第18条 交流・連携及び共同化の推進

第19条 産業の集積の活性化

第20条 商業の集積の活性化

第21条 労働に関する施策

第22条 取引の適正化

第23条 国等からの受注機会の増大

### 第3節 経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化

第24条

- ① 経済的社会的環境の変化に対する経営の安定及び事業の転換
- ② 中小企業者以外の者による利益の不当な侵害の防止
- ③ 連鎖倒産の防止
- ④ 再建・承継・廃業のための制度整備

### 第4節 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

第25条 資金の供給の円滑化

第26条 自己資本の充実

# (参考資料 1 - ②) 中小企業基本法の条文変遷 (基本理念)

## <1999年改正以前>

### (政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目途として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することにあるものとする。

## <1999年改正>

### (基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

## <2013年改正～現行>

### (基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

# (参考資料 1 – ③) 中小企業基本法の条文変遷 (基本方針)

## <1999年改正以前>

### (国の施策)

**第三条** 国は、第一条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 近代化設備の導入等中小企業の設備の近代化を図ること。
- 二 技術の研究開発の推進、技術者及び技能者の養成等によつて中小企業の技術の向上を図ること。
- 三 近代的経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によつて中小企業の経営管理の合理化を図ること。
- 四 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化（以下「中小企業構造の高度化」と総称する。）を図ること。
- 五 中小企業の取引条件に関する不利を補正するように過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること。
- 六 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。
- 七 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によつて中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ること。
- 八 中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

### (法制上の措置等)

**第五条** 政府は、第三条の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

## <1999年改正～現行>

### (基本方針)

**第五条** 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

# (参考資料 1 – ④) 中小企業基本法の条文変遷 (小規模企業に対する施策の方針)

## <1999年改正以前>

### 第四章 小規模企業

**第二十三条** 国は、小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。）に対して第三条の施策を講ずるにあつては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払うものとする。

## <1999年改正>

### (小規模企業への配慮)

**第八条** 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるにあつては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事情について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

## <2013年改正～現行>

### (小規模企業に対する中小企業施策の方針)

**第八条** 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によつて地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。
- 二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。
- 三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

# (参考資料2) 最近の主な中小企業支援策

## 創業期

## 成長期

## 再生期

### ○資金繰り支援

信用補完（信用保険＋信用保証）、日本政策金融公庫による融資等

⇒R1信用保証承諾8.3兆円/64万件、R1公庫貸付2.1兆円/37.5万件(国民生活事業)、1.1兆円/2.0万件(中小企業事業)

### ○よろず支援拠点・専門家派遣

様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口、特に高度・専門的な課題に対応する専門家派遣

⇒ R1相談対応件数326,584件、専門家派遣20,991件

### 【研究開発・サービスモデル開発】

#### ○戦略的基盤技術高度化支援（サポイン：Supporting Industry）

#### ○商業・サービス競争力強化支援（サービス・サポイン）

産学官連携による研究開発、異業種連携によるサービスモデル開発の補助等

⇒R1採択サポイン137件＋サービス・サポイン34件

### 【設備投資】

#### ○ものづくり・商業・サービス生産性向上支援

革新的なものづくり・サービス開発のための設備投資等の補助

⇒R1採択9,531者

#### ○IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールの導入を支援する補助金

⇒R1採択7,386者

### 【人材確保】

#### ○中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業が必要とする地域内外の人材の発掘・マッチング支援等

⇒R1参加企業5,581社

### 【販路開拓】

#### ○国内・海外販路開拓強化支援事業（JAPANブランド育成支援事業）

地域資源の活用や農林漁業者との連携による商品開発や販路開拓の補助、海外でのブランド確立のための、海外出展等のプロジェクトへの支援等

⇒R1採択155件

### <税制>

研究開発税制、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制 など

### 【事業再生】

#### ○中小企業再生支援協議会

金融機関との調整を含む再生計画策定支援等

⇒R1再生計画策定1,032件

### 【事業承継】

#### ○事業承継補助金

事業承継を契機とした経営革新等の取組の補助

⇒R1採択797件

#### ○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎに係る課題解決に向けた助言、マッチング支援等

⇒R1事業引継ぎ1,176件

### <税制>

事業承継税制 など

※各種補助金において、加点点措置あり

### <税制>

エンジェル税制 など

## 小規模企業向け

### ○小規模事業者対策推進事業

商工会・商工会議所による「経営発達支援計画」に基づく小規模事業者支援の補助

⇒R1採択1,730件

### ○小規模事業者持続化補助金

商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づく販路開拓等の取組の補助

⇒R1採択29,945者

### ○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会・商工会議所の経営指導を前提とした上限2,000万円の無担保・無保証・低利融資 ※公庫融資等の内数

⇒R1貸付2,773億円/43,652件

## 【創業支援の取組の例】

知識習得

### ○ 自治体等が行う創業支援事業への支援

- ・ 産業競争力強化法に基づき市区町村が創業支援等事業計画を策定、国が認定。(全国1,741のうち1,443市区町村が計画認定)
- ・ 特定創業支援等事業を受けた創業者に対する税制措置。(登録免許税の減免)

意識改革

### ○ 起業家教育など意識向上に向けた取組

- ・ 起業家教育のモデル事業の実施、標準カリキュラムの作成、出前授業等に協力する起業家リストの公表。
- ・ JVA(Japan Venture Awards)、JCG(Japan Challenge Gate)などの表彰・イベント。

### ○ 中小機構ファンド出資

- ・ 創業間もない企業への投資を目的としたファンドに対して中小機構が出資。

### ○ 日本政策金融公庫による創業者への融資制度

- ・ 創業者に対して3,000万円を限度として無担保・無保証での貸付を実施。

### ○ 事業者向け補助金

- ・ ものづくり補助金：中小企業等が認定支援機関と連携して、生産性向上に資する開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を補助。(上限1,000万円)
- ・ 小規模事業者持続化補助金：小規模事業者が経営計画に沿って販路開拓等に取り組むための経費の一部を補助。(上限50万円・特定創業支援等事業を受けた新創業者については上限100万円)

### ○ エンジェル税制

- ・ 創業間もない企業に個人が出資した場合の所得減税措置。
- ・ 令和2年度税制改正において、対象ベンチャー企業の要件緩和等を実施。

資金調達

## 【「令和 2 年度予算の編成等に関する建議」の内容】

「ものづくり補助金」を見ても、「5年以内に事業化を達成した事業が半数を超える」というKPIは… 妥当とは言えない。適切なKPIの設定やフォローアップの着実な実施を通じて、生産性向上に意欲的な中小企業の支援に重点化していく必要がある。

### 【建議を踏まえたKPI,補助要件の見直し】

#### 見直し前

事業名	達成年度	事業アウトカム	企業アウトカム	賃上げ要件
ものづくり補助金	事業終了後 5 年	事業化率50%	付加価値額 1.5% (年率 3%)	-
持続化補助金	設定なし	-	売上増加又は増加見込みの事業者割合80%	-
IT導入補助金	事業終了後 5 年	-	労働生産性 2%(年率0.4%)	-

#### 見直し後

事業名	達成年度	事業アウトカム	企業アウトカム	賃上げ要件
ものづくり補助金	事業終了後 <u>3</u> 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事業化率80%</u> (プロセス改善)</li> <li>・ <u>事業化率50%</u> (開発)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付加価値額 9% (年率 3%)</li> <li>・ <u>給与支給総額 年率 1.5%</u></li> </ul>	「給与支給総額 年率1.5%以上」 かつ 「地域別最低賃金 + 30円」
持続化補助金	<u>事業終了後 1 年</u>	<u>事業化率80%</u> (販路開拓)	=	「給与支給総額 年率1.5%以上」 又は 「地域別最低賃金 + 30円」 (※1)
IT導入補助金	事業終了後 <u>3</u> 年	-	<u>3年で労働生産性 9%</u> (年率3%)	「給与支給総額 年率1.5%以上」 かつ 「地域別最低賃金 + 30円」 (※2)

(※) 1. いずれも加点要件 2. A類型は加点要件。B類型は必須。C類型は申請金額に応じて必須又は加点要件。

(参考) 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者（特別枠の事業者）に関する緩和措置

・賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置き、事業開始（令和 2 年度）の翌年度から 3～5 年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能。

## (参考資料5) ものづくり補助金の実績

採択年度	H24 (補正) 事業終了 後6年	H25 (補正) 事業終了 後5年	H26 (補正) 事業終了 後4年	H27 (補正) 事業終了 後3年	H28 (補正) 事業終了 後2年	H29 (補正) 事業終了 後1年	H30 (補正)	H31 (当初)	R1 (補正)	R2 (当初)	R2 (補正)
予算額	1,007億円	1,400億円	1,020億円	1,021億円	763億円	1,000億円	800億円	50億円	3,600億円 の内数	10億円	1,700億円 の内数
A.報告対象者数(※)	9,518件	13,263件	12,219件	7,525件	5,904件	11,418件	9,531件	123件 (301者)	3,996件(3次 めまで)	29件 (71者)	3,337件(3次 めまで)
B.事業化状況回答者数 (B/A)	9,451件 (99.3%)	13,180件 (99.4%)	12,157件 (99.5%)	7,438件 (98.8%)	5,839件 (98.9%)	11,330件 (99.2%)	N A	N A	N A	N A	N A
C.事業化達成事業者数 (C/B)	5,531件 (58.5%)	9,195件 (69.8%)	8,697件 (71.5%)	5,743件 (77.2%)	4,327件 (74.11%)	7,624件 (67.3%)	N A	N A	N A	N A	N A
D.付加価値額が増加した 事業者数(D/B)	6,666件 (70.5%)	8,633件 (65.5%)	7,639件 (62.8%)	4,748件 (63.8%)	3,537件 (61.2%)	6,226件 (55.0%)	N A	N A	N A	N A	N A
E.付加価値額総計の増加 分	8,161億円 (23.4%)	14,499億円 (57.5%)	9,656億円 (44.6%)	5,258億円 (39.3%)	2,821億円 (31.0%)	3,071億円 (21.3%)	N A	N A	N A	N A	N A
F.収益納付の件数と金額	175件 2.22億円	93件 1.95億円	32件 0.67億円	11件 0.49億円	1件 0.05億円	—	N A	N A	N A	N A	N A

(注) 表中の数値については、事業化状況報告に基づく。令和元年度末(令和2年3月末)時点の数字を、令和2年4-6月の間に報告を受けたもの。

# (参考資料6) 資本金・従業員の規模別企業分布 (業種別)

## 中小企業基本法の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
	製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(参考) 「中小企業者」・「小規模企業者」の定義(「中小企業基本法」(昭38年法律第154号) 第2条)

## 資本金・従業員数別の企業者数 (製造業)

資本金	従業員数	企業数
3億円以上	300人以上	2,048
	300人未満	2,041
3億円未満	300人以上	1,500
	300人未満	240,764
合計		246,353

※ 赤枠中の事業者は、資本金又は従業員数が基準以上であるが、中小企業者と分類される。  
出展：平成28年経済センサス活動調査 (注) 会社についての集計。会社以外の法人及び個人事業者の分は含んでいない。

## 資本金・従業員数別の企業者数 (小売業)

資本金	従業員数	企業数
5,000万円以上	50人以上	3,934
	50人未満	2,972
5,000万円未満	50人以上	11,892
	50人未満	289,085
合計		307,883

※ 赤枠中の事業者は、資本金又は従業員数が基準以上であるが、中小企業者と分類される。

出展：平成28年経済センサス活動調査 (注) 会社についての集計。会社以外の法人及び個人事業者の分は含んでいない。

## 資本金・従業員数別の企業者数 (卸売業)

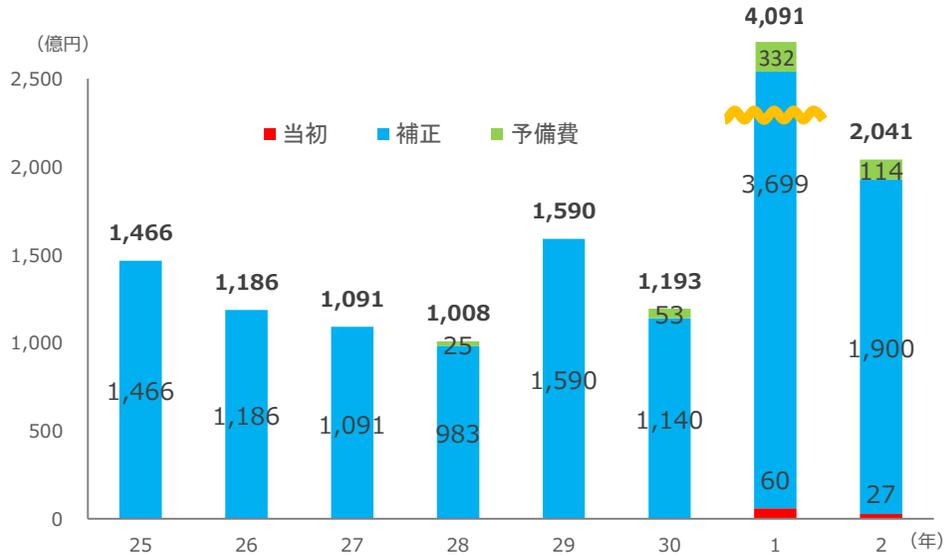
資本金	従業員数	企業数
1億円以上	100人以上	7,324
	100人未満	6,928
1億円未満	100人以上	2,404
	100人未満	158,748
合計		175,407

※ 赤枠中の事業者は、資本金又は従業員数が基準以上であるが、中小企業者と分類される。

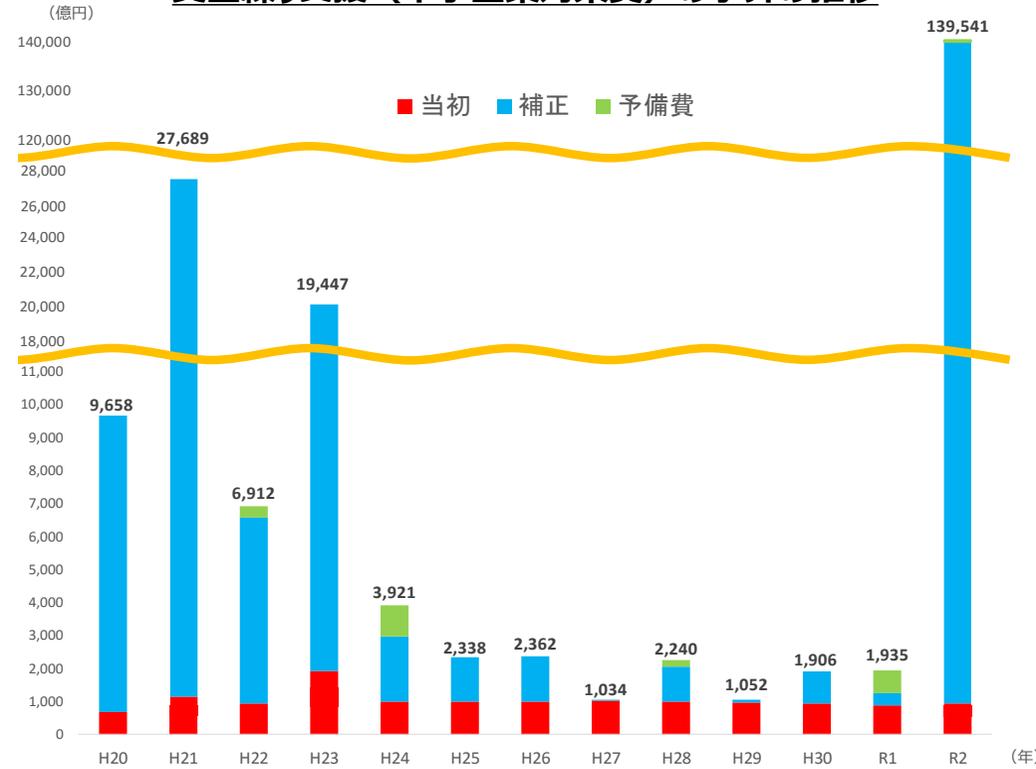
出展：平成28年経済センサス活動調査 (注) 会社についての集計。会社以外の法人及び個人事業者の分は含んでいない。

# (参考資料 7) 中小企業向け補助金・資金繰り支援予算の推移

## 中小企業生産性革命推進事業 (ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金) の予算の推移



## 資金繰り支援 (中小企業対策費) の予算の推移



# (参考資料 8) 中小企業への資金繰り支援の主なメニュー

## 日本政策金融公庫における主な貸付制度

制度名	資金名	概要
新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて5年以内の者等を対象
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上で新たに事業を始める者または事業開始後7年以内の者を対象
	再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	再チャレンジする起業家の者等を対象
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う者を対象
企業活力強化貸付	IT活用促進資金	情報化投資を行う者を対象
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う者を対象
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する者等を対象
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	売上が減少する等業況が悪化している者を対象
災害復旧貸付		災害により被害を受けた者を対象

## セーフティネット保証の概要

	制度概要・対象者	保証割合
1号	<b>【連鎖倒産防止】</b> 大型倒産事業者を告示で指定。当該指定事業者に対し、売掛債権等を有している中小企業者が対象。	100%
2号	<b>【事業活動の制限】</b> 事業所の閉鎖等、事業者の取引制限を告示で指定。当該事業者との直接・間接取引先の中小企業者等が対象。	
3号	<b>【事故等の突発的災害】</b> 突発的な事故等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域と業種を告示で指定。当該地域内の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。	
4号	<b>【自然災害等の突発的災害】</b> 自然災害等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域を告示で指定。当該地域内の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。	
5号	<b>【不況業種】</b> 全国的な不況業種を告示で指定。当該業種に属し、売上等が減少している中小企業者が対象。	80% (2018年3月以前は100%)
6号	<b>【破綻金融機関】</b> 破綻金融機関と金融取引を行っていた中小企業者が対象。	100%
7号	<b>【金融機関の経営の合理化】</b> 支店の削減等、経営の合理化により中小企業向け貸出が減少している金融機関を告示で指定。当該金融機関からの借入残高が減少等している中小企業者が対象。	80%
8号	<b>【RCCへの債権譲渡】</b> RCC(整理回収機構)に貸付債権が譲渡された中小企業者であって、事業の再生が可能な中小企業者が対象。	

(注) 日本政策金融公庫(中小企業事業)での特別貸付を例に記載

1. 中小企業

2. エネルギー・環境

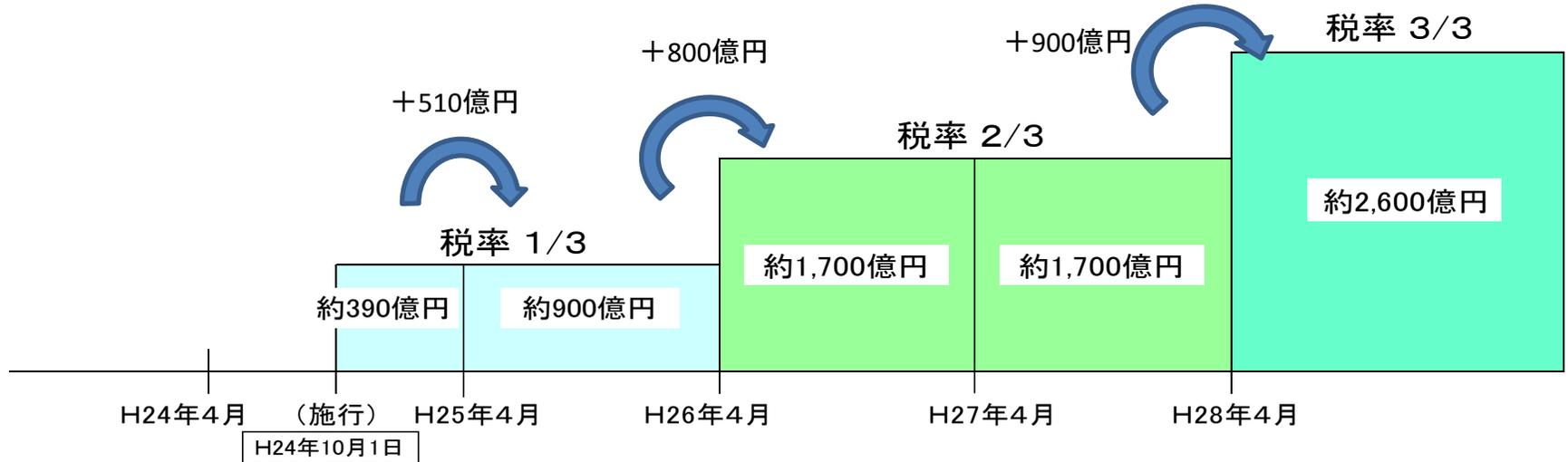
## (参考資料9) 戦後のエネルギー政策の推移

- ・60年代から70年代にかけて、我が国はそれまでの石炭から石油へと大きく資源利用を拡大。
- ・2度の石油危機や環境問題への関心の高まりから原子力を含めたエネルギーの多様化へシフト。
- ・原発事故を経て、多くの原発が稼働停止となる中、2015年に2030年に向けたエネルギーミックスを公表。

1960年代	国内石炭から石油（自給率の劇的な低下：1960年58%→1970年15%）
1970年代	2回の石油危機（石油価格の高騰：1970年100→1980年203※）※消費者物価指数（70年=100） ※ 1979年 省エネ法 1980年 代エネ法
1997年	京都議定書（先進国に温室効果ガス排出量の目標値：日本▲6%（2008-2012））
2010年6月	第3次エネルギー基本計画（2030年に原子力・再エネ比率を約70%（当時約34%））
2011年3月	<b>東日本大震災・福島原発事故</b>
2012年7月	<b>FIT法施行</b>
2012年10月	<b>地球温暖化対策のための課税特例（いわゆる「温対税」導入）</b>
2014年6月	第四次エネルギー基本計画 原発：可能な限り低減 再エネ：拡大（2割を上回る）
2015年7月	<b>NDC提出（日本：2030年に2013年対比▲26%の温室効果ガス排出削減）</b> <b>長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）</b> 2030年に向け、原発：20-22%（震災前3割）再エネ：22-24%（足下から倍増）
2015年12月	<b>パリ協定採択</b>
2016年5月	<b>地球温暖化対策計画（日本：2050年までに▲80%の温室効果ガス排出削減）</b>
2018年7月	<b>第5次エネルギー基本計画</b> ・2030年のエネルギーミックスの実現 ・2050年の温室効果ガス80%削減に向けたエネルギー転換・脱炭素化への挑戦
2019年6月	<b>パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（日本：今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」（実質排出ゼロ）を実現）</b>
2020年3月	<b>NDC再提出（日本：2030年の▲26%削減目標に加え、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指す）</b>

# (参考資料10) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の財源 (いわゆる「温対税」を含む石油石炭税)

- 地球温暖化対策のための課税の特例は、**「地球温暖化対策を推進する観点から」**（租税特別措置法）、石油石炭税の課税の特例として設けられたもの。その財源は、毎年度、一般会計から必要な額がエネルギー特会に繰り入れられ、**「エネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源」**（特会法）として利用されることとなっている。



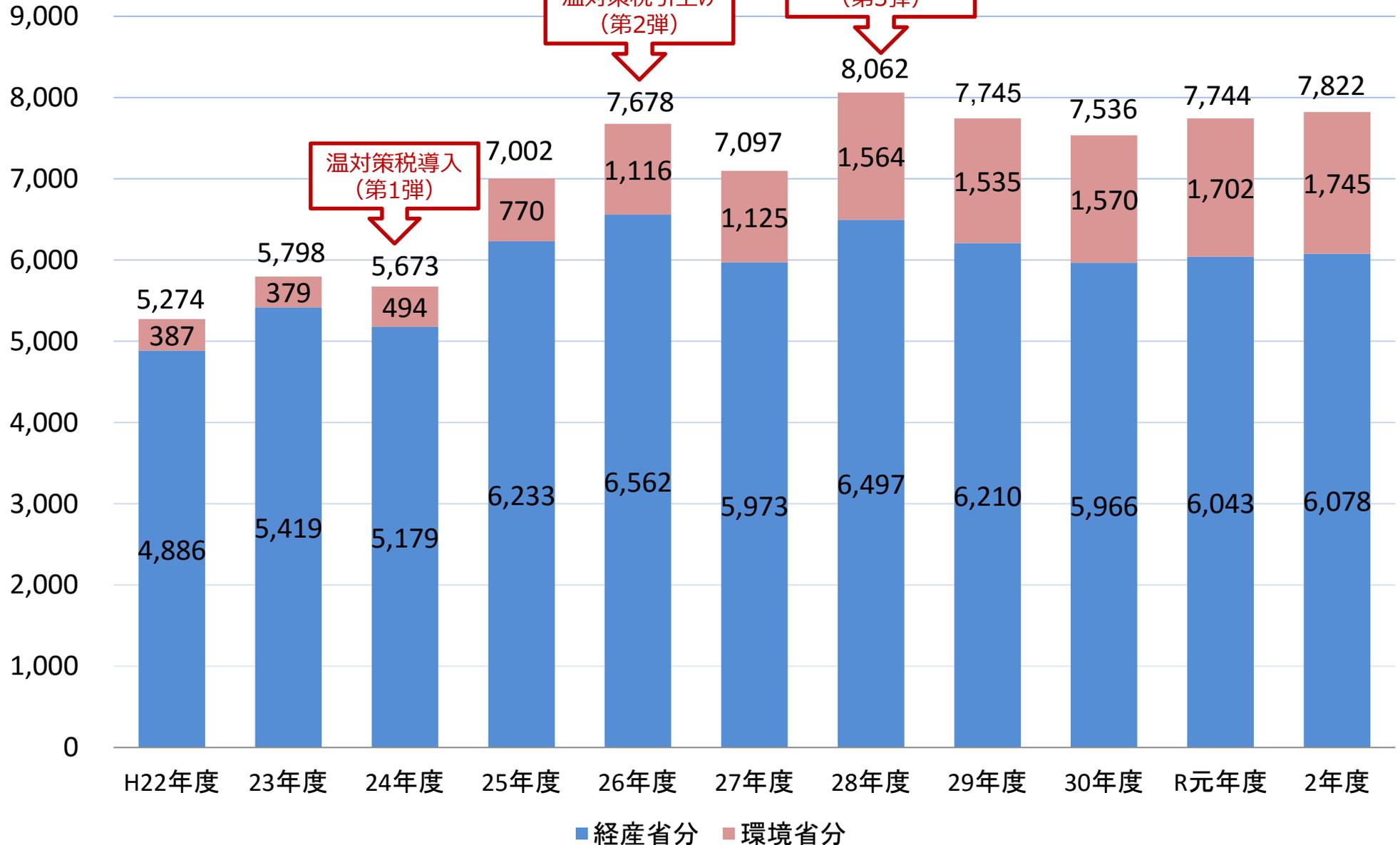
## ○石油石炭税のうち「地球温暖化のための課税の特例」の税率

課税物件	～24年9月30日	24年10月1日～26年3月31日	26年4月1日～28年3月31日	28年4月1日～
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※ ( ) は石油石炭税の税率。

# (参考資料11) エネルギー特別会計エネルギー需給勘定の当初予算額の推移

(単位: 億円)



## (参考資料12) 省エネ法等の概要

### 事業者に対する規制

- 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)は、石油危機を契機として1979年に制定。
- 工場・事業場にて、原油換算で年間1,500kl以上のエネルギーを使用している事業者に対して、エネルギー使用状況等の定期報告を義務付け、5年間年平均で1%以上のエネルギー消費原単位低減等の努力義務を求める。  
また、一定規模以上の荷主・輸送業者にも同様の努力義務を求めるとともに、一定面積以上の住宅・建築物の建築主には届出義務等を課している。
- 事業者の省エネ取組の状況が不十分である場合に対応するため、指導・助言、公表・命令、罰則などの措置が設けられている。

### 実効性の確保

- 「ベンチマーク制度」とは、各業界で事業者の省エネ取組を同一基準で評価し、上位1~2割の優良事業者の省エネ水準を目標として設定。  
目標を達成した事業者は、省エネ優良事業者として省エネ政策(事業者クラス分け評価制度や省エネ補助金の適用)上でプラス評価される。
- 平成28年4月から「事業者クラス分け評価制度」を開始。省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分け。Sの事業者は優良事業者として経産省HPにおいて公表される一方、B・Cの事業者に対しては調査・指導等を重点的に実施。

### 機器に対する規制

- 「トップランナー制度」は、その時点において市場に存在するエネルギー消費効率が最も優れた製品の性能をベースに、3~10年後を目標年度として、技術開発の将来の見通し等を勘案し、目標となるトップランナー基準値を設定。同制度が対象とする機器等を製造する事業者等は、エネルギー消費効率と出荷台数の加重平均で、目標年度までに基準値を達成することが求められている。
- 2013年度の省エネ法改正で、住宅・ビル等の建材がトップランナー制度の対象に追加され、現在のトップランナー制度の対象は32品目(機器29品目、建材3品目)。

# (参考資料13) 環境報告ガイドライン (2000年策定、直近2018年改訂) の概要

- 事業者が環境報告 (事業者が、事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダーに報告する行為) を行う際の報告指針。
- 本ガイドラインに沿って環境報告を行うことで、環境報告に必要な情報を網羅的に開示することができる。

## 第1章 (環境報告の基礎情報)

環境報告の前提となる「環境報告の基本的要件」と、事業者の経年的な取組成果を一覧表示する「主な実績評価指標の推移」についての解説

### ○環境報告の基本的要件

- 報告事項  
→対象組織／対象期間／基準・ガイドライン等／環境報告の全体像

### ○主な実績評価指標の推移

- 事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す実績評価指標の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜粋して一覧表示

## 第2章 (環境報告の記載事項)

経営者のコミットメント等、持続可能な社会への移行過程において、事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もうとしているのかを明確に伝えられるような項目を報告事項として解説

- 経営責任者のコミットメント
- ガバナンス
- ステークホルダーエンゲージメントの状況
- リスクマネジメント
- ビジネスモデル
- バリューチェーンマネジメント
- 長期ビジョン

## 参考資料

「主な環境課題とその実績評価指標」として、事業者が重要な環境課題を特定する際に参考となる情報を解説

### ○気候変動

→温室効果ガス排出／原単位／エネルギー使用

### ○水資源

→水資源投入量／排水量 等

### ○生物多様性

→事業活動が生物多様性に及ぼす影響／事業活動が生物多様性に依存する状況と程度 等

### ○資源循環

→資源の投入 (再生不能資源投入量、循環利用率等) / 資源の廃棄 (廃棄物等の総排出量等)

### ○化学物質

→化学物質の貯蔵量／化学物質の排出量 等

### ○汚染予防

→全般 (法令順守の状況) / 大気保全／水質汚濁／土壌汚染

(※)環境報告ガイドラインを補完するものとして、「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～」がある。

# (参考資料14) TCFDガイダンス2.0の概要

(注) TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)

(下線は主な改訂箇所)

- 「環境と成長の好循環」の実現に向けて、気候変動対策に積極的に取り組む企業に資金が供給されることが重要。**企業のTCFD提言に基づいた開示を促進するため、2018年12月に経済産業省が「TCFDガイダンス」を策定。**
- 世界的にTCFD開示とその活用が進む中、**民間主導で設立されたTCFDコンソーシアムにおいて、最新の国内外の知見・動向を踏まえた解説、業種別ガイダンス、及び事例集を拡充する改訂を行い「TCFDガイダンス2.0」を策定。**

## 第1章 (はじめに)

- 背景、ガイダンス作成及び改訂の趣旨について、直近の動向を踏まえ解説
- ガイダンスの位置付けとして、TCFD提言との関係について説明
- 関連が深い事項についてはコラムにて解説

## 第2章 (TCFD提言に沿った開示に向けた解説)

TCFD提言の4項目を中心に、気候関連情報の開示に関する疑問点について解説。開示事例も本編及び事例集に記載。

- 情報開示の媒体について**  
→重要事項は有価証券報告書だが、それ以外は統合報告書等での開示も可  
→複数媒体での開示事例、開示媒体についてのアンケート結果等で解説
- TCFD提言の4テーマに関する解説**  
→国内外の関連文献も踏まえ、各テーマについて解説  
[解説例]
  - 戦略：研究開発とイノベーションの開示のあり方、IEAの既存シナリオ等について紹介
  - 指標と目標：企業価値創造へのストーリー性のある開示、削減貢献量等を紹介
- 異なるビジネスモデルを持つ企業の開示の方法**  
→各ビジネスの気候変動インパクトに応じて開示
- 中堅・中小企業におけるTCFD対応の進め方**  
→世界の温暖化対策に貢献する企業は、ビジネスチャンスの積極的な開示を推奨

## 第3章 (業種別ガイダンス)

気候変動のリスク・機会が異なる業種ごとの望ましい戦略の示し方や、推奨する開示ポイント・視点を解説(※)

業種	開示推奨項目の例
自動車	走行時の排出削減に繋がる車種の技術開発、具体的な技術開発の取組内容、将来目標の設定 (台数、シェア)
鉄鋼	製造プロセスの効率 (エネルギー原単位) 向上に向けた取組、先端技術開発に関する進捗と見通し
化学	環境貢献製品を通じた削減貢献量や研究開発の取組、サプライチェーンマネジメントの取組(原料調達方針等)
電機・電子	排出削減に繋がるIoTソリューションや省エネ化に向けた技術開発 (エネルギーマネジメント等)
エネルギー	再エネや発電設備の高効率化・次世代化に向けた技術開発、当該技術に関する考え方、効率改善効果
食品	原料及び水資源の供給リスク及び対策、食品ロス対策を含む排出削減の取組や製品開発、事業機会の特定
銀行	シナリオ分析 (与信関係費用)、ガバナンス・リスク管理体制、サステナブルファイナンスの目標設定と実績
生命保険	ESG投融资等への取組方針、気候変動に伴うリスク把握の取組、投融资基準、投融资先へのエンゲージメント
損害保険	損害保険におけるリスク管理、防災・減災にかかる取組、気候変動や新技術に対応する保険・サービスの提供

(※)TCFDガイダンス2.0では、食品、銀行、生命保険、損害保険を追加。

# (参考資料15) グリーンボンド等を巡る状況

## 【グリーンボンドやグリーンローン等のガイドライン】

- グリーンボンド原則の改訂やグリーンボンドを取り巻く環境、市場動向を踏まえ、**グリーンボンドガイドラインを改訂**
- 併せて、**グリーンローン**や、借り手のサステナビリティ経営の高度化を支援するため、野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の達成を融資条件等と連動させることで奨励する融資である**サステナビリティ・リンク・ローンに関するガイドラインを策定**

## グリーンボンドガイドライン改訂のポイント

1. グリーンファイナンスの最新動向を踏まえた内容の更新
2. グリーン性を有するサステナビリティボンドへの適用範囲拡大
3. グリーン性を担保するための外部レビューに関する事項の明確化
4. 健全なグリーンボンド市場発展のための投資家の役割の明確化
5. 適格グリーンプロジェクト等の例示の拡充

## グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインのポイント

### グリーンローン関係

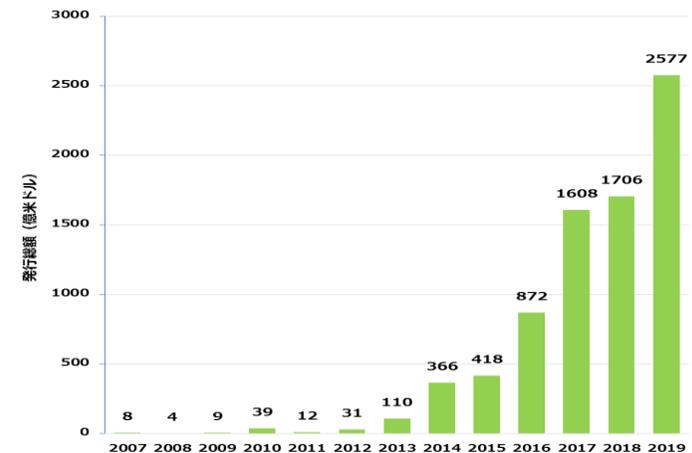
1. 開示を通じたグリーン性に関する社会への透明性の確保
2. 外部レビュー又は内部レビューによる柔軟なレビュー対応
3. 健全なグリーンローン拡大のための貸し手の役割

### サステナビリティ・リンク・ローン関係

1. 野心的かつ有意義なSPTsの設定
2. SPTsの達成と融資条件等の連動によるインセンティブ効果
3. 資金用途が特定のプロジェクトに限定されない

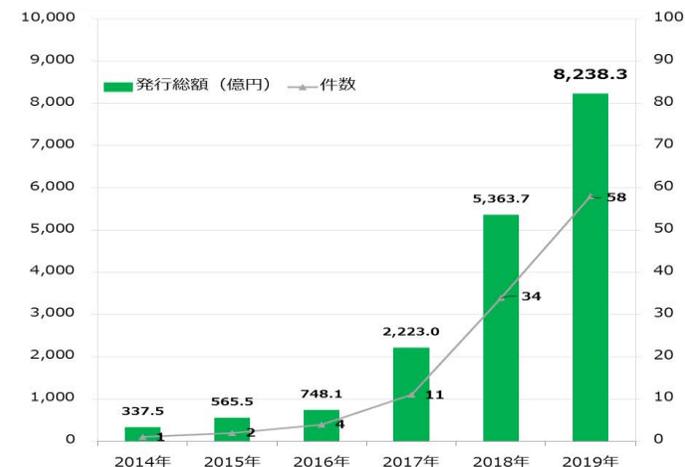
## 【グリーンボンドの発行額】

世界のグリーンボンド発行額の推移（億米ドル）



出典：Climate Bonds Initiative HPより環境省作成

国内のグリーンボンド発行額の推移（億円）



出典：環境省作成

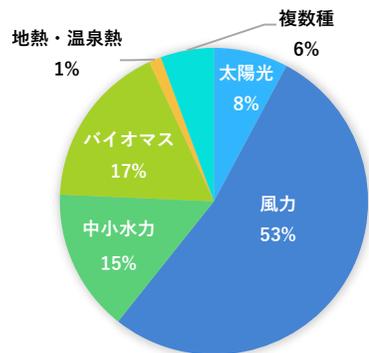
# (参考資料16) グリーンファンドの出資実績 (令和2年3月末時点)

- 現在までに36件を出資決定し、合計約162億円の出資約束額（コミットメント額）を設定。本ファンドが呼び水となり、**約10倍の民間資金（約1,657億円）が集まる見込み**。
- さらに、設備の建設等による地域経済効果や雇用効果、地元関連産業の育成、売電収益の地元還元など、**様々な形で地域活性化効果が見込まれる**。

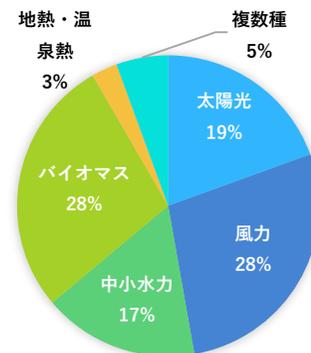
## 分野別

	出資約束額 (億円)	件数	民間資金（見込） (億円)
太陽光	12.6	7	141.1
風力	85.4	10	1,110.0
中小水力	24.3	6	78.3
バイオマス	28.1	10	270.7
地熱・温泉熱	2.1	1	13.7
複数種	9.1	2	43.0
<b>合計</b>	<b>161.5</b>	<b>36</b>	<b>1,656.6</b>

【出資約束額ベース】



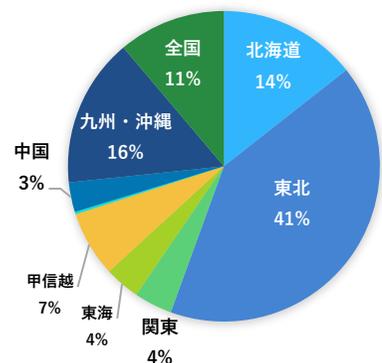
【件数ベース】



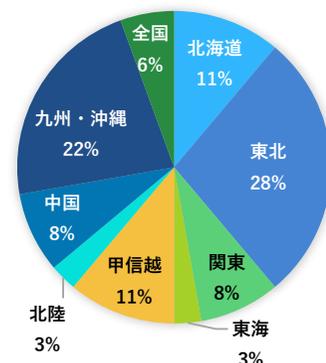
## 地域別

	出資約束額 (億円)	件数	民間資金（見込） (億円)
北海道	23.2	4	138.1
東北	66.5	10	1,153.8
関東	6.4	3	27.8
東海	5.9	1	54.0
甲信越	11.1	4	71.3
北陸	0.4	1	1.4
中国	5.0	3	9.3
九州・沖縄	25.1	8	137.5
全国	18.0	2	63.3
<b>合計</b>	<b>161.5</b>	<b>36</b>	<b>1,656.6</b>

【出資約束額ベース】



【件数ベース】



※近畿、四国は実績なし